

高松市文化芸術活動補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、団体又は個人が実施する文化芸術活動に対し、予算の範囲内で高松市文化芸術活動補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し必要な事項を定めることにより、自主的な文化芸術活動の促進を図り、地域に根ざした創造的な文化芸術の振興と発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「文化芸術」とは、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等の「芸術」のほか、メディア芸術、伝統芸能及び民俗芸能、芸能、生活文化及び国民娯楽を含む幅広い分野をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当する団体又は個人とする。

- (1) 団体所在地又は個人の住所が高松市内にあること。
 - (2) 主たる活動拠点が高松市内にあること。
 - (3) 団体にあっては、代表者の住所が高松市内にあるか、又は構成員の過半数の住所が高松市内にあること。
- 2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これに準じるものをお資しているものについては、対象としない。

(補助対象活動)

第4条 補助金の交付の対象となる活動は、本市の文化芸術の振興と発展に資すると認められるもので次の表に掲げる活動とし、詳細については募集要項において定めるものとする。

事業区分	活動内容
スタートアップ支援事業	新しく活動を始めようとする団体若しくは個人、又は活動開始後間もない団体若しくは個人が行う文化芸術活動

一般支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・イノベーション創出に向けた文化芸術活動 ・地域資源を新たに活用し広く魅力を発信する文化芸術活動
--------	---

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動については、対象としない。

- (1) 嘉利を目的とする活動
 - (2) 政治的又は宗教的な普及宣伝等を目的とする活動
 - (3) 慈善活動
 - (4) 暴力団又は暴力団と密接な関係を有するもの等が行う活動
- (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）については、募集要項において別途定めるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の表に掲げる額を上限とする。

事業区分	補助率	上限額
スタートアップ支援事業	補助対象経費の3分の2以内	1件当たり 20万円
一般支援事業	補助対象経費の2分の1以内	1件当たり 50万円

(事業の申込)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、次条の規定による申請をする前において、所定の事業申込書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申込書の提出を受けたときは、これを審査し、当該活動が本市の文化芸術の振興と発展に資するものであると認めたときは、補助活動として決定するものとする。
- 3 市長は、前項の補助活動の決定に関する審査及び補助対象経費の精査等を、別に定める審査会へ付託することができる。

(交付の申請)

第8条 前条第2項の規定による決定を受けたものが、補助金の交付の申請を

しようとするときは、所定の交付申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要な条件を付すことができる。

(高松市補助金等交付規則の適用)

第10条 前2条に定めるもののほか、補助金の交付手続等必要な事項については、高松市補助金等交付規則（昭和54年高松市規則第12号）の規定を適用する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月19日から施行する。